

令和5年度 第2回 紫波町男女共同参画推進委員会 会議録（発言要点記録）

日 時 令和5年11月6日（月）18時30分～20時00分
会 場 紫波町役場 会議室 301～303
出席者 委 員 小岩美津子（委員長）、内城寛子（委員長職務代理）、今川晋、薄衣英子、岡市久美子、工藤逸奎、熊谷謙、佐々木榮子、佐藤富美子、渡辺嘉明
事務局 企画総務部長 鎌田千市、企画課長 小川篤、
企画課副課長（総合政策係） 森川高博、主任 武藤宇将

1 開 会（企画課長）

2 委員長あいさつ

第1回委員会時に委員の皆様から頂いた様々なご意見やご感想を基にして素案が出来上がった。ご確認いただき、再度皆様のご意見やご質問、思うところを述べていただきたい。

3 協議

（1）（仮称）第3次紫波町男女共同参画推進計画の素案について（説明：武藤主任）

今 川 委 員：資料No.1-1のP7の「問37 議会や審議会委員等の役職への女性進出が進まない原因は何だと思いませんか。」の回答として、「育児や介護により時間的余裕がない」が最も多い。この点に対する具体的方策は何か。

事 務 局：重点項目Ⅲ-①「地域ぐるみの子育て・介護サービスの充実」で設定している具体的方策により改善を図っていききたい。

小岩委員長：この点に対する改善策は1つだけではなく、計画の至る箇所に散りばめられている印象を受けた。

今 川 委 員：子どもは母親に早く家に帰ってきてほしいし、親も介護・世話は自分の子にやってほしいというのが本音だと思う。しかし、基本方針Ⅲ-①の内容は、仕事が原因で家に早く帰ってくることが出来ず、他人の手を借りることを前提にしている。根本的な問題解決のためには、仕事による負担を軽減するために職場の人員を増やすなどの対策が必要なのではないか。

内 城 委 員：今川委員が指摘する点は、基本方針Ⅱ「仕事と生活の調和がとれた社会を目指します」に該当すると思われる。

目指す項目「女性が働きやすい社会だと思う人の割合」は、女性が働きやすいと思う人が増えることで、多様な働き方の選択に繋がるということの意味していると思われるが、もう少し直接的な表現にしてはどうか。目指す項目に「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知って

いる人の割合」があるが、その結果が直接対策に繋がるわけではない。
また、「仕事以外に何か活動をしている人の割合」とあるが、男女共同参画の要素はないのではないかな。

「時短労働を選択できる」や、「男性の育児休業の取得率の向上」などの制度設計に関わる指標が設定できればいいのではないかな。その場合、育児休業の取得率等を把握できる資料はあるかな。

事務局：町職員の取得率の実績は把握できるが、町内事業所等については、今までアンケート調査等を実施した実績がないため、町では有効な資料を持っていない。

内城委員：今回の男女共同参画に関する意識調査の際に、子育て中の男性を対象とした「育児休業を取得しましたか」や、「時短労働を活用したいか、活用したか」という設問を追加することで、上記のような目指す項目を設定できるのではないかな。または、国も男性が育児休業を取得した場合に補助金を交付する制度があるので、その実績のデータを活用することできるかもしれない。

内城委員：基本方針Ⅲの目指す項目「病児保育の登録者数」について、令和4年度実績が330人なのに対して、目指そう値が220人と実績を下回っている。

事務局：当該箇所については、担当部署との間で指標を上方修正するか、別の指標に置き換えるかを協議中である。協議後に修正を行う。

小岩委員長：重点項目Ⅰ-②「NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進」の現状と課題について、最終段落の「また、男女共同参画の～大切になってきます。」が削除されている。非常に大事な部分だと思うが、なぜ削除したのか。

全体的に学校教育に関する観点が少ないと感じた。聞いた話によると、小学校の初経教育は、未だに女子だけが体育館等を集められて、男子がいない所で行われているようである。このような教育現場で子ども達が「女子は生理を隠すものだ」という認識を持つてしまうことで、成人女性が生理休暇を取得したくても男性上司に相談しづらく、取得率がたった1割程度という現状につながっているのではないかな。小学生、中学生の意識を変えていくためには、教育現場でしっかり教えていく必要がある。

学校の混合名簿の導入は、何十年間かかっても実現できなかったが、県の一声によりすぐに実現した。初経教育についても、各学校が独自で導入することが難しいのであれば、本計画に限らず何らかの形で声をあげていかなければ、このような状況がいつまでも変わらない。

事務局：重点項目Ⅰ-②「NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進」は、社会活動・参画に関する項目であり、ご指摘の箇所は意識啓発・普及啓

発に関する内容なので、重点項目Ⅳ-①「男女平等に関する普及啓発・教育の推進」に移動する形で整理をしている。

小岩委員長：重点項目Ⅳ-①「男女平等に関する普及啓発・教育の推進」に追加された文言には、「学童期」という表現が抜けているので追加してほしい。

内 城 委 員：重点項目Ⅲ-③「生涯を通じた女性の健康づくり支援」の関係課にこども課、教育総務課、学校教育課があるので、「町民、事業者、団体等の取組」に「学校における性と性徴に関する学習の機会の提供」等を追加することで意識付けになるのではないかな。

事 務 局：重点項目Ⅲ-③「生涯を通じた女性の健康づくり支援」の具体的方策に「性と生殖に関する理解の啓発・教育」を新たに追加している。この部分に小岩委員長が仰る内容が含まれていると解釈することはできないか。

小岩委員長：性と生殖という表現のみでは、成人が対象であると想起させる。スタートとなる学童期の初経教育について、女子だけでなく男子にも理解してもらうことが大切であるため、「学童期の～」という表現を強調したい。

事 務 局：重点項目Ⅲ-③「生涯を通じた女性の健康づくり支援」における現状と課題の最終段落に「また、男女の身体的性差～も必要です」という表現があるが、これでは不足しているか。

小岩委員長：不足していると思う。学童期における教育の重要性を強調することで、学校教育課をはじめとする関係機関への意識付けに繋がるのではないかな。

今 川 委 員：中学校の保健・体育の教科書には、女子の初経、男子の精通について記載されており、男女が一緒に学んでいると認識している。

小 岩 委 員：性や性徴に関する授業は行われているかもしれないが、初経教育については、昔から女子だけで行われているという実態が続いており、女性の「生理は隠すものだ」という意識に繋がってしまっている。女子だけでなく、男子も一緒に女性の生理について学習するよう改める必要がある。

今 川 委 員：初経教育について、現在の中学校の授業では男女が一緒に学んでいると認識している。

事 務 局：町内の学校における初経教育等の実態について調査し、次回委員会時に結果を皆様に共有したい。

内 城 委 員：重点項目Ⅰ-①「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の目指そう値について、年度により委員会等の定数が変わる可能性があるため、人数と割合を併記する形に改めてはどうか。

工 藤 委 員：男女別のデータを示すグラフについて、男女が青と赤で色分けされているが、「男は青、女は赤」という性別によるイメージの決めつけにつながってしまうので、改めた方がいいのではないかな。

佐々木委員：重点項目Ⅲ-③「生涯を通じた女性の健康づくり支援」の目指す項目に「子宮がん検診受診率」があるが、計画中に子宮がんと子宮頸がんの2通りが

出てくる。どちらが正しいか。

内 城 委 員：子宮頸がんが正しいのではないか。

事 務 局：確認する。

小岩委員長：検診受診率には、各自職場で受診した人も含まれるか。

事 務 局：町が行う集団検診の受診率であるため、含まれていない。

熊 谷 委 員：PTA 活動について、活動を主導するのは女性だが、会長は男性が務めるという意識が残っており、昔から続いている固定的性別役割の意識を変えることは難しいと感じている。職場においても、女性社員が育児休暇を取得することは浸透しているが、男性が取得することにまでは意識が至っていない。企業としても意識を変えようと行動しているが、人手不足の状況下では休暇を取得させることが難しいという課題がある。本計画の内容を実行していくことが出来れば、働きやすい環境づくりに繋がるのではないかと感じた。

薄 衣 委 員：DV 被害は、町内でも依然として発生しており、被害が認知された場合に避難するのは大半が女性側で、男性が避難するケースは少ない。現行制度ではこのような現状の解決を図ることは困難であり、法律の改正が待たれる。

小岩委員長：資料No.1-1のP23の表「紫波町住民基本台帳事務におけるDV・ストーカ行爲等の被害者措置申出件数」を見ると、想像よりも件数が少ないと感じた。

薄 衣 委 員：町が案件に関わっている件数は表のとおりだが、警察署に寄せられる相談件数は非常に多い。暴力行爲、子どもの前で夫婦喧嘩（面前DV）が発生している場合は被害者措置申出が受理されるが、通常夫婦喧嘩の段階に留まると判断された場合は不受理扱いとなり、こちらの件数に含まれない。数値として表れている部分は氷山の一角に過ぎない。

内 城 委 員：基本方針Ⅳ「性別に関わらずあらゆる人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります」について、「あらゆる」という表現は必要ないのではないか。また、「関わらず」は平仮名がいいのではないか。

目指す項目のうち、「社会や生活の中で、男女の地位(立場)が平等と思う人の割合」の目指そう値が20%となっているが、目標が低すぎないか。計画中に「固定観念」と「固定的役割意識」、「固定的性別役割」という表現が混在しているので、「固定的性別役割（意識）」と統一してはどうか。

事 務 局：検討する。

渡 辺 委 員：防災関係等の会議に女性が積極的に参加してほしいと思うが、家庭等の事情により参加が難しい人もいる。目標数値ばかりを追いかけて、参加を無理強いすることはよくない。

女性の行政区長、公民館長が増えれば、その人たちが地域の女性に声をかけて、会議等の参加率が上がるのではないかな。

岡 市 委 員：自身も渡辺委員と同じく、数値を追い求めることに疑問を持っており、目指すべき目標は数値の達成ではなく、その先にある将来像だと思う。しかし、目標値を示すことで、様々な人が様々な方法で将来像の実現に向けた取組を行うことを期待する。

小岩委員長：数値として表すことで、人々の注目が集まるという効果はあると思う。

内 城 委 員：目指す項目のうち、「「LGBT」の意味を知っている人の割合」について、今年度にパートナーシップ制度を導入するため、もう一步踏み込んで「パートナーシップ制度を知っている人の割合」等に見直してはどうか。

小岩委員長：せっかく LGBT という言葉が定着してきているので、新たな目指す項目に置き換えるのではなく、追加するという形にしてほしい。

内 城 委 員：若い世代は LGBT という言葉を十分に知っていると思うので、もう一步踏み込んでほしい。また、現在は「LGBT」から「SOGI（性的指向、性自認）」という表現に変わってきているため、LGBT という言葉を知っていることの項目を残すことの意義が薄くなってきているのではないかな。

小岩委員長：物事が日々変化しているが、高齢者層の中には着いていけない人もいると思うので、定着しつつある LGBT という言葉はそのまま残してほしい。

(2) パートナーシップ制度（ファミリーシップ制度）の素案について（説明：武藤主任）

内 城 委 員：担当窓口が企画課とあるが、他の市町村でも町民課と窓口を別にしてしているのか。

事 務 局：事務局が把握している限りでは、大半の市町村が男女共同参画の担当部署が窓口となっている。

内 城 委 員：企画課が庁内における申請受付、調整、照会、相談等を行うという理解でよいか。

事 務 局：お見込みのとおりである。ただし、宣誓書受領証等の交付後の具体的な行政サービスの適用に関しては、各課等で判断する。

内 城 委 員：パートナーのうち一方が死亡した場合、受領証等の返還が義務付けられており、一関市と宮古市は死亡したパートナーの親・子が同意した場合はファミリーシップ関係を継続することができるが、盛岡市、矢巾町はファミリーシップ関係の継続ができないという理解でよいか。

事 務 局：お見込みのとおりである。

内 城 委 員：民間サービスへの適用について、民間事業所への働きかけを行うとしているが、どのような民間事業所を想定しているか。

事 務 局：基本的には町内の民間事業所を想定している。大手企業の中には、既にパートナーシップ制度を対象とする民間サービスを導入している事例が

ある。町内の民間企業や病院等に対しても、協力の働きかけをしていきたい。

小岩委員長：パートナーシップ制度は法律ではないので、相続等には効力が及ばないが、将来的には法律にも効力が及ぶことを見込んで、要綱により制度を制定するということか。

事務局：法律に関する部分は国の役割と捉えている。町の役割としては、町民が暮らしやすく、性別に関わらず分け隔てなくサービスを受けることができる地域づくりを行うことであると考え、制度設計を行っている。

渡辺委員：オンライン宣誓はどのように行うのか。

事務局：インターネット上で誰でもダウンロードすることができる WEB ミーティングツールを活用して宣誓を行っていただく。宣誓者からオンライン宣誓の希望があった場合、町から宣誓者に対して専用の URL を発行し、当事者のみが参加できる WEB ミーティング内で宣誓を行うため、他の者から宣誓の様子を見ることが出来ない仕組みとなっている。

薄衣委員：警察署にパートナーシップに関する問い合わせがあった場合は、企画課に問い合わせればいいのか。

事務局：お見込みのとおりである。

薄衣委員：盛岡市では、対象サービスとして「市立病院でパートナーへの面会ができる」としているが、紫波町の素案内にそのような記載がないのは、町立病院がないからという理解でよいのか。

事務局：お見込みのとおりである。面会の可否については各病院で判断する。町内には入院ができない小規模な医院しかないため、想定されるケースとしては、宣誓者が院内で体調が悪くなり、家族等に連絡を取る必要がある場合に企画課へ連絡していただき、職員からパートナーの連絡先をお伝えするというような活用方法が考えられる。

内城委員：要綱により制度を定めるとあるが、議会の承認を得る必要はあるのか。

事務局：町長の権限により定めるため、議会への上程は行わないが、議員への説明は行う予定である。

内城委員：制度を改定する場合は、本委員会で協議を行い、企画課で制度の制定を行うという理解でよいのか。

事務局：お見込みのとおりである。

今川委員：今後、どのような行政サービスが受けられるようになるのか。

事務局：資料No.2-1 のとおり、制度導入当初は町営住宅への入居時への適用を検討しており、その他のサービスについては、現在、庁内で協議中のため未定だが、他市町村では資料No.2-2 に記載されている行政サービスが対象となっている。

今川委員：要保護児童、準用保護等の国の制度に基づくサービスへの適用はできな

いのか。

事務局：市町村が独自に定めるサービスへの適用は可能だが、法令や国により定められるサービスには効力が及ばない。

今川委員：国の制度への適用が出来ないのであれば、パートナーシップ制度がどこまで意味があるのか疑問である。パートナーシップ制度を導入しても、メリットがないと意味がない。協力してくれる民間事業所が増えるように町から働きかけ、対象サービスが充実するよう促すことはできるのか。

事務局：制度の普及・啓発は大切であり、町として取り組やすい点であると思う。町内事業所に働きかけ、制度を使用できる事業所を増やしていくことで、町内の様々な場所でパートナーシップ制度を活用することができる環境を整えていきたい。

事務局：男女共同参画とも通じる部分だが、パートナーシップ制度を理解・賛同することで、企業のイメージ・価値の向上にもつながると思われる。そのようなメリットを民間事業所に理解していただくことで、制度を普及させていきたい。

小岩委員長：自分達の年代には理解が難しいところがあるが、日本には10～13人に1人の割合で性的マイノリティがいるという事実がある以上、取り組まなければならない問題である。

事務局：パートナーシップ制度への理解が得難いという点は国にも言えることだと思う。自治体は、民間企業との連携だけでなく、自治体間連携の取組も進めているが、国の対応方針が固まっておらず、制度化に至っていない状況にある。国から制度が降りてくるのではなく、世論が形成されて国に制度を押し上げているような状況にあると感じている。

内城委員：先日、最高裁の判決において、性別変更をする際に身体の手術を要件にすることは違憲であると判断され、性自認により性別の変更が可能となった。このような情勢の変化にアンテナを張っておく必要がある。

薄衣委員：警察署としては、同性間同士の恋愛トラブルの相談があった際に、パートナーシップ制度があることで判断しやすくなる。現状、パートナーと相続関係を結ぶためには養子縁組を結ぶしかない。
20～30代の若い世代は、自身が性的マイノリティであることをカミングアウトする人が増えてきているので、これからパートナーシップ制度について積極的に議論をしていき、最終的に相続関係にまで効力が及ぶようになればいいと思う。

(3)情報交換

今 川 委 員：今後は委員会の開始時間を早めてほしい。我々が男女共同参画の見本とならなければいけない。

小岩委員長：紫波町役場の職員、学校の教職員は、生理休暇を取得しているか。男性の校長、副校長に伝えづらくて、年次休暇を使用しているケースもあるのではないか。

今 川 委 員：教職員については、年次休暇を活用し数時間遅れて出勤する者が数人いたと記憶している。

事 務 局：役場職員についても取得実績がある。電子申請なので、比較的取得しやすい環境にあると思う。しかし、休暇制度はあくまで手段であり、制度を活用するかは個人の判断によるものなので、上司に言いづらいと思う人が生理休暇の代わりに年次休暇を取得することは問題ない考える。

岡 市 委 員：子ども達と関わっていると、小さい子ども達の方がLGBTQ等の様々なことに対して抵抗を感じておらず、とても大事なことだと思う。そのような感性が大人の世界に入っても歪んでしまわない町になってほしい。これはLGBTQだけでなく障がいや男女差の問題にも通じることだと思う。

今 川 委 員：中学校の部活動では、女子といった方が精神的に楽だという理由で女子部に入りたがる男子も出始めているようだ。

小岩委員長：今後、今まで想定されなかったことが沢山起こり得るため、我々も臨機応変に考えていかなければならない。

内 城 委 員：制服も自由に選択できるようになればいい。

4 その他

事 務 局：11月24日（金）①15：00、②18：30に第3次男女共同参画推進計画及びパートナーシップ制度（ファミリーシップ制度）に関する意見交換会を開催するので、委員の皆様にも是非ご参加いただきたい。

また、次回第3回委員会の開催を令和6年2月に予定しているので、ご出席をお願いしたい。

5 閉 会 （企画課長）

20：00 終了